

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正案 修正案対照表

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

修正後	修正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p> <p>二 十 〔略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p> <p>二 十 〔略〕</p>

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</p>

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第五条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に改める。

〔略〕

第二十条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第二項」を「第二項及び第五項」に、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5| 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態態急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態態急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

〔以下略〕

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第五条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

〔略〕

第二十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6| 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態態急対策実施区域における緊急事態態急対策及び原子力災害事後対策実施区域における原子力災害事後対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

〔以下略〕

(原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環

境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項の次に次のように加える。

第四十一条	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針

第十二条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定中「第四十二条第二項第一号」を「第四十二条第三項」に改める。

附則第一条第二号中「第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の」を「第四十条第三項の項の次に次のように加える」に、「同表第四十二条第二項第二号」を「同表第四十二条第三項」に改める。

第六条 原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の」を「第四十条第三項の項の次に次のように加える」に、「同表第四十二条第二項第二号」を「同表第四十二条第三項」に改める。

附則第五十四条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項の次に次のように加える。

第四十一条	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第四十二条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針

附則第五十四条のうち原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十二条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定中「第四十二条第二項第二号」を「第四十二条第三項」に改める。

(調整規定)

第七条 この法律の施行の日が原子力規制委員会設置法の施行の日前である場合には、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第九 項の改正規定	(略)	(略)
	第二十條第五項を「第二十條第六項」に、「第二十條第六項」を「第二十條第七項」	(略)
(略)	(略)	(略)
第二十條の改正規定	第二十條を「第二十條及び第二項」を「第二項及び第五項」に、「同項」を「第二項」	第二十條第十項を同条第十項とし、同条第九項中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、
及び第二項を「	及び第六項」を「	第二十條第九項を同
第二項及び第五項	第五項及び第七項	条第十項とし、同条
に、「同項」を「第二		第八項中「及び第六
項		項」を「第五項及
及び原子力災害事後	における緊急事態に	び第七項」に改め、
対策実施区域におけ	急対策	同項を同条第九項と

(調整規定)

第七条 この法律の施行の日が原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第九 項の改正規定	(略)	(略)
	第二十條第六項を「第二十條第七項」に、「第二十條第七項」を「第二十條第八項」	(略)
(略)	(略)	(略)
第二十條の改正規定	第二十條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、	第二十條第九項を同
(略)	(略)	条第十項とし、同条
第二十條第十項を同	第二十條第九項を同	第八項中「及び第六
に、「第二十條第七項	第二十條第八項	項」を「第五項及
」を「第二十條第八		び第七項」に改め、
項		同項を同条第九項と

<p>2 「略」</p> <p>3 第一項の場合において、原子力規制委員会設置法附則第五十四条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 「略」</p> <p>3 第一項の場合において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律第十〇条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="635 1120 694 1400">〔以下略〕</td> <td data-bbox="635 1400 694 1702">〔以下略〕</td> <td data-bbox="635 1702 694 2072">〔以下略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 1120 1415 1400"></td> <td data-bbox="694 1400 1415 1702"> <p>機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p> </td> <td data-bbox="694 1702 1415 2072"> <p>指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p> </td> </tr> </table>	〔以下略〕	〔以下略〕	〔以下略〕		<p>機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>
〔以下略〕	〔以下略〕	〔以下略〕					
	<p>機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。</p>					

<p>第二十条第五項の改正規定</p>	<p>第二十条第五項</p>	<p>第二十条第五項中「緊急事態応急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え「における緊急事態」</p>
	<p>〔新設〕</p>	<p>第二十条第四項の次に において公示され た第十五条第四項 各号に掲げる事項 について、公示す ることにより変更 することができる。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>第二十条第五項中「 における緊急事態 応急対策」の下に「及 び原子力災害事後対 策実施区域」を加え、 同項を同 条第六項とし、同条 第四項の次に</p>	<p>第二十条第五項中「 における緊急事態 応急対策」の下に「及 び原子力災害事後対 策実施区域」を加え、 同項を同 条第六項とし、同条 第四項の次に</p>

第二十条第六項の改正規定	同条第六項	同条第七項 第六項	「 <u>応急対策</u> 」を「 <u>における緊急事態応急対策等</u> 」に改め、同条第六項
第二十条第八項の改正規定	同条第八項中「第一項、第三項及び第六項」を「 <u>第一項及び第二項</u> 」	同条第九項中「第一項、第三項、第五項及び第七項」を「 <u>第一項、第二項及び第五項</u> 」	同項
〔以下略〕	〔以下略〕	第二項	〔以下略〕

4 第一項の場合において、原子力規制委員会設置法附則第一条第二号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定（第四十九条の項に係る部分に限る。）」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正規定」とする。

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	
〔以下略〕	〔新設〕	〔新設〕	〔以下略〕

4 第一項の場合において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定（第四十九条の項に係る部分に限る。）」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正規定」とする。